令和６年度
介護保険事業者等集団指導

長野県健康福祉部介護支援課

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

松本市健康福祉部高齢福祉課

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

共通事項

目　次

1. 法令等の理解、届出について
2. 介護保険における地方分権について
3. 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の基準条例について
4. 高齢者虐待の防止について
5. 介護保険施設等における事故報告の様式例について
6. 介護保険事業所における「自己点検」の実施について
7. 福祉サービス第三者評価について
8. 介護サービス情報の公表制度について
9. 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度について
10.介護サービス事業者の業務管理体制整備について
11.介護職員等によるたんの吸引等の実施について
12.介護支援専門員証に関する手続き、研修について
13.認知症介護研修について
14.介護職員等処遇改善加算について
15.科学的介護情報システム（LIFE）について
16.電子申請届出システムについて
17.災害時情報共有システムについて
18.介護人材確保等に係る長野県の取組みについて
19.その他

1.法令等の理解、届出について

法令の構造

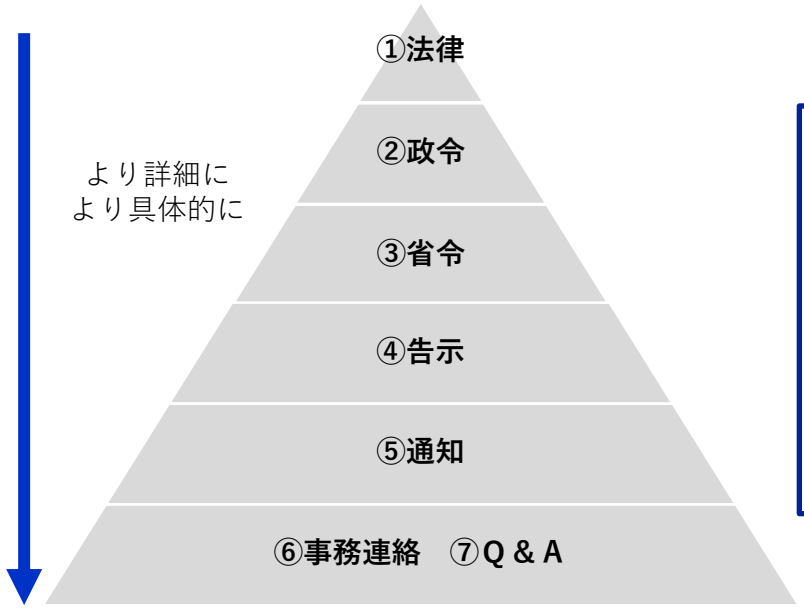

- 介護保険制度に係る法令等は、法律を頂点とするピラミッド構造になっており、その効力は、上位のものほど強くなります。
- 厚生労働省は、「介護保険最新情報等」を発出し、法令等の改正や介護報酬改定の情報を周知しています。
- 「介護保険最新情報」は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「ＷＡＭ　ＮＥＴ」で閲覧することが可能です。

法律	介護保険法（平成9年法律第123号）
政令	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
省令	・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） ・**指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準**（平成11年厚生省令第37号）　等
条例	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）　等
告示	・**指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準**（平成12年厚生省告示第19号） ・厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）
通知	（ア）指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）　等 ※同様の内容を県の要綱において規定（記録の保存期限について、県独自に定めた基準あり） （イ）指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）　等
事務連絡 Q＆A	介護保険最新情報　等

介護保険制度の基本

介護保険制度＝高齢者の「介護」を社会全体で支えあう制度
介護保険で最終的に目指す姿＝尊厳（＝本人の主観的な部分も含む）と自立した日常生活
指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、法令を遵守し、職務を遂行する必要がある

第一章　総則
（目的）
第１条　この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第五章　介護支援専門員並びに事業者及び施設
（指定居宅サービスの事業の基準）
- 指定居宅サービス事業者は、次条第２項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。（法第73条第１項）
- 指定居宅サービス事業者は、～（中略）～都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。（法第74条第１項）
- 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。（法第74条第２項）
- 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。（法第74条第６項）

※介護保険施設においても同様の規定（法第87条第１項、88条第１項、第２項、第６項　等）

指定サービス事業者等に対する指導・監査の実施について

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保・法令等に基づく適正な事業実施

介護給付等対象サービスの質の確保 ＋ 介護保険給付の適正化

介護保険施設等指導指針

指導

介護保険施設・事業者

集団指導　運営指導

支援

周知の徹底

介護給付費等対象サービスの取扱い

介護報酬の請求

〈行政指導〉

法第23条・第24条

不正等の疑いが発覚すれば監査へ移行

介護保険施設等監査指針

監　査

介護保険施設・事業者

的確な把握

著しい運営基準違反・不正請求・虐待等に関する事実確認

※事実上の行為及び事実上の行為をするにあたりその範囲、時期等を明らかにするための法令上の手続き

法第76条他

公正・適切な処置

介護保険施設・事業者

勧　告

〈行政指導〉

命　令

（勧告に従わない場合）

指定取消等

〈行政処分（不利益処分）〉

法第76条の2.法第77条他

監査について

監査

・監査は、人員、設備及び運営基準や介護報酬請求について不正や著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し公正かつ適切な措置を採ることを主眼としている

・入手した各種情報、運営指導で確認した情報をふまえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合に実施

① 通報・苦情・相談等

② 国保連・地域包括支援センターへの苦情

③ 国保連・保険者からの通報

④ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

⑤ 介護サービス情報の報告拒否

苦情や相談から指導につながる場合も

監査対象となる要確認情報

指定の取消・効力停止

都道府県知事等は、指定事業者が指定取消事由のいずれかに該当するときには、指定を取り消すことができます。また、期間を定めて、指定の全部又は一部の効力を停止できます。（法第７７条、法第９２条　等）
なお、指定取消と効力の全部・一部停止については、都道府県知事等が公示します。（法第７８条、法第９３条　等）

＜指定取消の主な事由＞

①欠格事項該当　②人員基準違反　③運営基準違反
④人格尊重義務違反　⑤不正請求
⑥監査時虚偽報告・虚偽答弁　等

監査と行政指導・行政処分の流れ

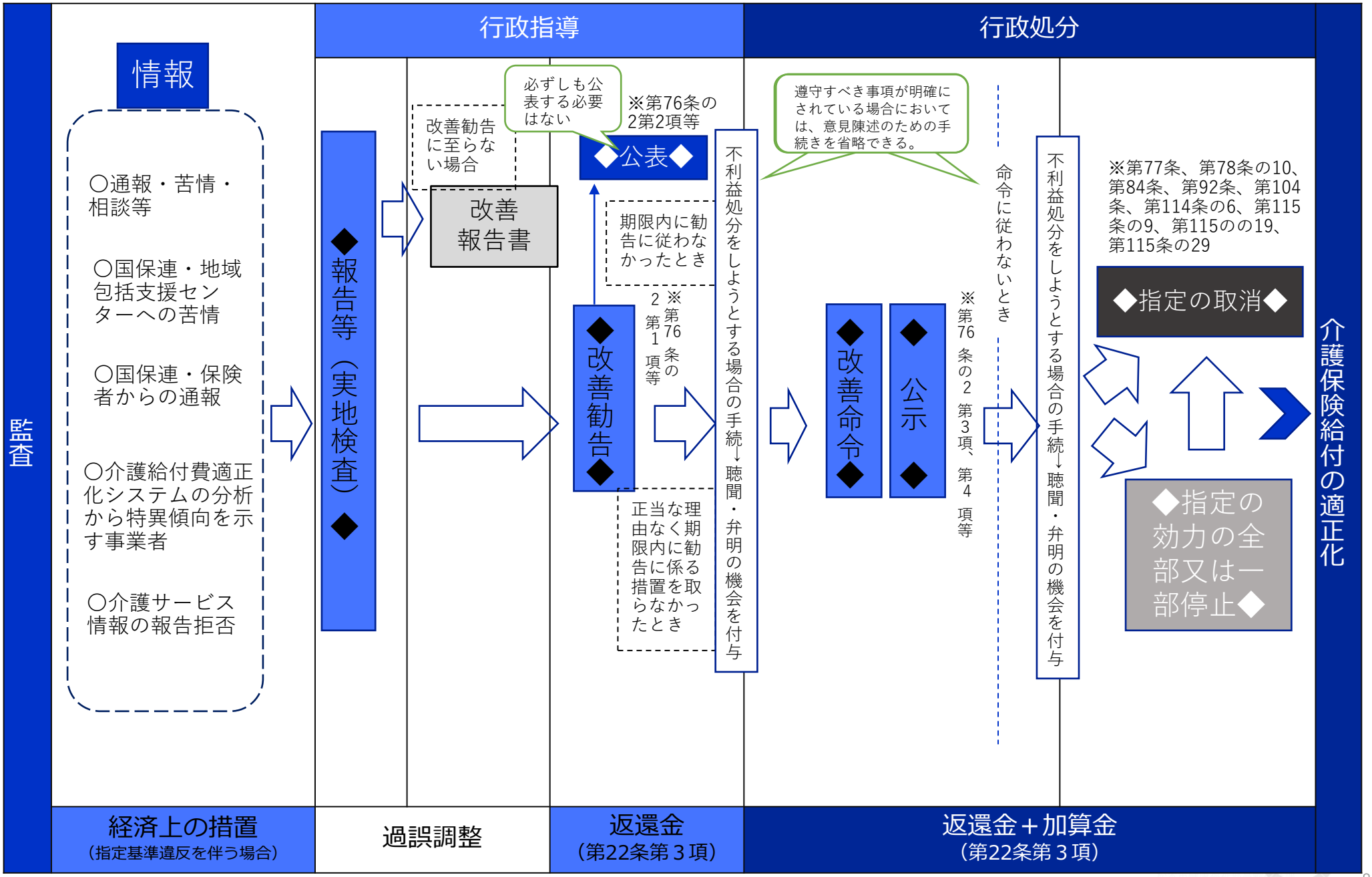

指定（許可）更新について

指定（許可）更新の申請手続き

申請様式	添付書類	提出期限
指定（許可）更新申請書	各サービス（施設）種類別の申請書確認票に記載する書類	・県介護支援課／松本市高齢福祉課 有効期間満了日のおおむね1月半前から30日前まで ・長野市高齢者活躍支援課 有効期間満了日の１ケ月前まで （地域密着型サービスは指定更新日の２ケ月前）

○指定（許可）更新申請書は、提出期限までに電子申請届出システム（松本市を除く）又は書面により届出してください。なお、書面の場合は、県保健福祉事務所福祉課に２部、長野市所在の事業所については長野市高齢者活躍支援課へ１部、松本市所在の事業所については松本市高齢福祉課へ１部提出してください。
○指定（許可）更新申請書類は、指定（許可）申請と同様、サービス（施設）種類ごとに（法人単位ではなく、事業所・施設単位で）作成し、提出する必要があります。
○書類審査後、現地確認を行い、指定基準に適合しているか確認をします。
○指定（許可）更新申請にあたっての具体的な手続に関しては、対象事業者へ通知しますので手続漏れのないようにお願いします。

※休止中の事業所について
　休止中の事業所・施設にあっては、指定の有効期間満了日までに「再開届」を提出し、指定基準を満たした場合は、更新を受けることができます。しかし、指定基準を満たしていない場合は、指定の更新を受けることができず、指定の有効期間満了日をもって、指定の効力を失うことになります。指定の更新を受ける意向がない場合は、速やかに「廃止届」を提出してください。

みなし指定の更新について

次のサービスについては、「みなし指定」が適用され、指定(許可)更新の手続きは必要ありません

区分	「みなし指定」が適用されるサービス提供主体	「みなし指定」となるサービス ※それぞれ介護予防サービスを含む。
ア	健康保険法に基づき保険医療機関の指定を受けた病院・診療所	訪問看護（訪問看護ステーションを除く） 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション
イ	健康保険法に基づき保険薬局の指定を受けた薬局	居宅療養管理指導
ウ	介護老人保健施設 介護医療院	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所療養介護

- ア、イの事業所については、指定更新申請の手続は必要ありません。
- ウの対象となる、介護老人保健施設、介護医療院で行う短期入所療養介護等の各事業所については、本施設で指定（許可）更新があれば、指定の更新があったものとみなされます。

変更の届出・変更の申請について

（1）変更の届出について

- 所定事項に変更があった場合は、電子申請届出システム（松本市を除く）又は書面により届出してください。なお、書面の場合は、「変更届出書」に添付書類を添えて、県保健福祉事務所福祉課に２部、長野市所在の事業所については長野市高齢者活躍支援課へ１部、松本市所在の事業所については松本市高齢福祉課へ１部提出してください。
- 変更の届出は、事業所・施設単位で行ってください。
- 変更があった日から10日以内に提出してください。
- 法人情報（代表者の変更、事業所在地の変更等）に係る変更届については、法人ごとに1部作成し、県介護支援課、長野市又は松本市あてに提出してください。その際、法人が開設する介護保険事業所の介護保険事業者番号・事業所名称・サービス種類・所在地を記した一覧表（任意様式）を添付してください。

※複数のサービス事業所で同一の介護保険事業者番号が付番されるのは、名称及び所在地が同一の場合のみです。同じ介護保険事業者番号で複数のサービス事業所を運営している場合、名称又は所在地を変更した事業所は、介護保険事業者番号が変更となりますので、ご注意ください。

（2）変更の申請について

- 「介護老人保健施設」等において、下記事項に変更がある場合は、電子申請届出システム又は「申請書」に添付書類を添えて、県保健福祉事務所福祉課に２部、長野市所在の事業所は長野市高齢者活躍支援課へ１部、松本市所在事業所は、松本市高齢福祉課に１部提出してください。
- 変更の届出は、事業所・施設単位で行ってください。
- 変更申請書は、変更日の１箇月前までに提出します。
- **届出にあたっては事前にご相談ください。**

施設の種類	変更事項	申請書の様式	提出期限
介護老人保健施設	1. 敷地の面積・平面図 2. 建物の構造概要・平面図、施設・構造設備の概要 3. 施設の共用の有無、共用の場合の利用計画 4. 運営規程（「従業者の職種・員数・職務内容」並びに「入所定員又は療養室の定員の増加」に係る部分に限る。） 5. 協力病院 (施行規則第136条第２項)	介護老人保健施設開設許可事項変更申請書	１月前
	施設の管理者（法第95条）	介護老人保健施設管理者承認申請書	
	広告事項（法第98条）	介護老人保健施設広告事項許可申請書	
介護医療院	1. 敷地の面積・平面図 2. 建物の構造概要・平面図、施設・構造設備の概要 3. 施設の共用の有無、共用の場合の利用計画 4. 運営規程（「従業者の職種・員数・職務内容」並びに「入所定員又は療養室の定員の増加」に係る部分に限る。） 5. 協力病院 (施行規則第138条第２項)	介護医療院開設許可事項変更申請書	１月前
	施設の管理者（法第109条）	介護医療院管理者承認申請書	
	広告事項（法第112条第１項第４号）	介護医療院広告事項許可申請書	
特定施設入居者生活介護	利用定員の変更（増加）（法第70条の３）	指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書	１月前

指定申請等　体制届

加算等の体制情報について、介護保険事業者の指定（許可）を受けた後、以下の事項について変更が生じる場合は、届出が必要となります。
①　介護給付費の算定に当たって事前に届出が必要と関係告示で定められている事項
②　居宅サービス計画等の策定（支給限度額管理）のために必要な事項
③　審査支払機関や保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う上で必要な事項
＊体制届の提出が必要なサービスの種類や届出日と加算の算定開始月が異なるので注意が必要です

届出先

各県保健福祉事務所	福祉課	2部	書面の場合の提出部数
長野市所在の事業所	長野市高齢者活躍支援課	1部	
松本市所在の事業所	松本市高齢福祉課	1部	

提出書類

提出書類については、各指定権者のＨＰ等でご確認ください。
※地域密着型サービス等についても添付書類が必要な場合がありますので各指定権者へ確認してください。

	様式名	
	1	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
介護給付	2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護給付サービス）
	3	「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護給付サービス）」届出項目　添付書類一覧
介護予防	4	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）
	5	「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）」届出項目　添付書類一覧
地域密着	6	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
介護予防・日常生活	7	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

指定申請等　体制届

「体制届」は、サービスの種類ごとに（法人単位ではなく、事業所・施設単位で）提出する必要があります。
「体制届」提出の際は、加算算定要件を、関係告示や通知等により十分にご確認ください。

	体制届の提出が必要なサービスの種類	届出日と加算の算定開始月
1	訪問介護	1～７のサービスの場合 ◎**毎月15日までに**届出 →届出の**翌月**から算定開始 ◎**毎月16日以降**に届出 →届出の**翌々月**から算定開始
2	訪問入浴介護（介護予防含む）	
3	訪問看護（介護予防含む）	
4	訪問リハビリテーション（介護予防含む）	
5	通所介護	
6	通所リハビリテーション（介護予防含む）	
7	福祉用具貸与（介護予防含む）	
8	居宅療養管理指導（介護予防含む）	
9	短期入所生活介護（介護予防含む）	9～14のサービスの場合 ◎届出が受理された日の翌月から算定開始 ※ただし、届出が受理された日が月の初日（１日）の場合は、当該月から算定開始
10	短期入所療養介護（介護予防含む）	
11	特定施設入居者生活介護（介護予防含む）	
12	介護老人福祉施設	
13	介護老人保健施設	
14	介護医療院	
15	居宅介護支援	15～22のサービスの場合 ◎毎月15日までに届出 →届出の翌月から算定開始 ◎毎月16日以降に届出 →届出の翌々月から算定開始
16	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
17	夜間対応型訪問介護	
18	地域密着型通所介護	
19	認知症対応型通所介護（介護予防含む）	
20	小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	
21	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	
22	介護予防・日常生活支援総合事業	
23	認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	23～25のサービスの場合 ◎届出が受理された日の翌月から算定開始
24	地域密着型特定施設入居者生活介護	
25	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

廃止（辞退）・休止・再開届

○「廃止（辞退）・休止・再開」に係る届出書及び添付書類は、事業所・施設単位で作成し、電子申請届出システム（松本市を除く）又は書面により届出してください。なお、書面の場合は、県保健福祉事務所福祉課に２部、長野市所在の事業所については長野市高齢者活躍支援課へ１部、松本市所在の事業所については松本市高齢福祉課へ１部提出をしてください。
○同一サービスの「居宅サービス」と「介護予防サービス」を一体的に運営している事業所については、双方のサービスを合わせて、「廃止・休止・再開」の届出を行うことができます。
○事業者が事業を休止・廃止する場合は、それまでの利用者に対して、継続的なサービス提供のための便宜の提供を義務付けられています。（法第74条第5項、法第115条の4第5項）

届出が必要となる場合	サービス・施設の種類	届出書類	添付書類等	提出期限
事業所（施設）を廃止（指定辞退）しようとする場合	●（介護予防）居宅サービス ●介護老人保健施設 ●介護医療院 ●（介護予防）地域密着型サービス ●居宅介護支援 ●介護予防・日常生活支援総合事業	廃止・休止届出書	不要	事業を廃止（指定を辞退）する日の１月前まで
	●介護老人福祉施設	指定辞退届出書	不要	
事業所（施設）を休止しようとする場合	●（介護予防）居宅サービス ●介護老人保健施設 ●介護医療院 ●（介護予防）地域密着型サービス ●居宅介護支援 ●介護予防・日常生活支援総合事業	廃止・休止届出書	不要	事業を休止する日の１月前まで
事業所（施設）を再開した場合	●（介護予防）居宅サービス ●介護老人保健施設 ●介護医療院 ●（介護予防）地域密着型サービス ●居宅介護支援 ●介護予防・日常生活支援総合事業	再開届出書	下記①～②のとおり※ （「変更届」及びその添付書類（再開に伴い、変更事項が生じた場合のみ）	事業を再開した日から１０日以内

※再開届に関する添付書類

県　　①「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」
松本市　②「従業者の資格を証する書類

長野市　①勤務形態一覧表
②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

各種届出情報掲載先について

情報掲載先ホームページ

（１）長野県指定事業所の場合
① 担当課　健康福祉部介護支援課、各保健福祉事務所福祉課
② 掲載先　県トップページ＞県政情報・統計＞組織・行財政＞組織・職員＞長野県の組織一覧（本庁）＞健康福祉部＞介護支援課＞(2)サービス業務　等
③ 掲載ＵＲＬ　https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/shinse.html
（２）長野市指定事業所の場合
① 長野市　保健福祉部高齢者活躍支援課
② 掲載場所　長野市トップページ＞MENU＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉・介護＞介護保険に関する事業者向け情報
③ 掲載ＵＲＬ　https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p002505.html
（３）松本市指定事業所の場合
① 松本市：健康福祉部高齢福祉課
② 掲載場所　松本市トップページ＞健康・福祉＞福祉・介護＞高齢者介護サービス事業所向けの情報など
③ 掲載ＵＲＬ　https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/kourei/list182-628.html
（４）厚生労働省ホームページ
① 掲載場所　厚生労働省トップページ＞福祉・介護＞介護・高齢者福祉
② 掲載ＵＲＬ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index.html

所属	部	課	担当（係）名	電話	ＦＡＸ
長野県	健康福祉部	介護支援課	サービス係	026-235-7121	026-235-7394
		地域域福祉課	福祉監査担当	026-235-7128	026-235-7172
長野市	保健福祉部	高齢者活躍支援課	介護施設担当	026-224-5094	026-224-5126
		福祉政策課	福祉監査室	026-224-7324	026-224-5106
松本市	健康福祉部	高齢福祉課	介護給付担当	0263-34-3213	0263-34-3016
		福祉政策課	福祉監査担当	0263-34-3287	0263-34-3204

２.介護保険における地方分権について

介護保険における地方分権について

１地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）

（１）趣旨

地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、自治体の自由度を拡大するという観点で、社会福祉施設等の設置管理基準（従業者、設備、運営等の基準）を自治体の条例で定めるよう制度改正が行われた。

H26.10.23 の公布をもってすべての介護サービスの条例化が完了した。

（２）条例化対象の基準省令及びサービス

根拠法令	条例化する基準省令	対象サービス
老人福祉法	① 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 ② 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	①特別養護老人ホーム ②養護老人ホーム
介護保険法	③ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 ④ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 ⑤ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 ⑥ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 ~~⑦ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準~~ ⑧ 指定居宅介護支援の人員及び運営に関する基準（※） ⑨ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	③居宅サービス ④予防居宅サービス ⑤介護老人福祉施設 ⑥介護老人保健施設 ~~⑦介護療養型医療施設~~ ⑧居宅介護支援（※） ⑨介護医療院
社会福祉法	⑩ 軽費老人ホームの設備び運営に関する基準条例	⑩軽費老人ホーム

※指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等は、市町村において条例化

平成23年５月　2日 第１次一括法公布
平成23年８月30日 第２次一括法公布
平成25年６月14日 第３次一括法公布

介護保険における地方分権について

２医療介護総合確保推進法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）

（１） 趣旨

住み慣れた地域での医療介護の充実を図る医療介護総合確保推進法が公布され、地域包括ケアシステム構築のため介護保険法が一部改正された。この改正により、指定居宅サービス等の事業所運営基準を定める省令が改正され、当該省令を参酌等して定めることとされる当該基準に係る県条例の改正を行った。

（２） 主な県条例改正の内容等

①平成27 年４月1 日施行の改正

・予防給付（訪問介護、通所介護）の市町村地域支援事業への移行に伴い規定を削除

・通所介護の宿泊サービス（お泊りデイサービス）を実施する場合に、知事への届出を義務付け

・短期入所生活介護で、緊急時に居室以外の静養室の利用を可能とする旨を規定

②平成28 年４月１日施行の改正

・利用定員18 人以下の小規模通所介護が、市町村の指定する地域密着型通所介護に移行することに伴い、療養通所介護の規定を削除

・介護保険法第８条第17 項に「地域密着型通所介護」が創設されることに伴う項ずれの改正

③平成30 年４月１日施行の改正

・居宅介護支援の市町村への移行に伴う改正。「指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例」について、平成30 年３月31 日限り失効。

平成26年６月25日 公布
【H27 年４月１日施行】介護予防訪問介護・介護予防通所介護の地域支援事業への移行
【H28 年４月１日施行】地域密着型通所介護の創設（小規模通所介護の移行）
【H30 年４月１日施行】居宅介護支援事業所の指定権限を市町村へ移譲

３地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

（１）趣旨

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを目的として介護保険法及び基準省令が改正・創設され、当該省令を参酌等して定めることとされる当該基準に係る条例の改正を行った。

（２）主な条例改正の内容等

①平成30 年４月１日施行の改正等

【新設】介護医療院の施設の基準に関する条例

【改正】指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例 等

②平成31 年４月１日施行の改正

【改正】介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（条例名等改正）
指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例 等

※ 法施行日から１年以内は厚生労働省令で定める基準を都道府県の条例で定められた基準とみなす経過措置あり

平成29年６月２日 公布
【H29 年８月１日施行】介護納付金への総報酬割の導入
【H30 年４月１日施行】介護医療院の創設等
【H30 年８月１日施行】２割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を３割とする

３.介護保険法に基づく指定居宅サービス等の基準条例について

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の基準条例について

1．改正の理由

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、利用者の人権の擁護を推進するため、身体拘束等の禁止等の規定を全ての事業に適用することとするほか、所要の改正を行うほか、健康保険法等の一部を改正する法律の規定により令和６年３月31日までなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設に係る基準がその効力を失うことに伴い、旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する。

（令和６年度以降の制度改正を踏まえた厚生労働省令の改正を受けて、同省令に従い介護保険サービスに係る基準を定めている県条例の改正等を行う。）

2．主な改正の内容

全介護サービス事業者を対象に以下の条例等改正を行う。

項　　目	主　な　内　容
身体拘束等の禁止等	緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録すること。
医療機関との連携	協力医療機関（在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等）との実効性のある連携体制の構築。
生産性向上の取組の推進	生産性向上の取組を推進するための利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催。

3．施行期日

令和６年４月１日（一部規定は、令和６年６月１日）

4．改正又は廃止する条例

① 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
② 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
③ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
~~④ 旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例~~（令和６年４月１日廃止）
⑤ 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
⑥ 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
⑦ 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
⑧ 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
⑨ 介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

基準に関する条例

	条　例	施行規則	要　綱
指定 居宅サービス	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号）	長野県指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱(25健長介第144号)
指定 介護予防サービス	介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）	介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第23号）	
指定 介護老人福祉施設	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第53号）	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第24号）	長野県指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱 （25健長介第145 号）
介護老人保健施設	介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第55号）	介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第25号）	長野県介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する要綱（25健長介第147号）
養護老人ホーム	養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第56号）	養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第26号）	長野県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱（25健長介第148号）
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第57号）	特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第27号）	長野県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱（25健長介第149号）
軽費老人ホーム	軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正（平成24長野県条例第58号）	軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第28号）	長野県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱（25健長介第150号）
介護医療院	介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）	介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）	介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する要綱（30介第124号）

※地域密着型サービス、居宅介護支援等については市町村の定める条例による

〇掲載先（長野県公式HP）
ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険 > 介護保険法・老人福祉法等に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に係る条例、施行規則及び要綱について
https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/kaigo/jorei270401.html

４.高齢者虐待の防止について

高齢者虐待の防止について

1　高齢者虐待防止法の理解

（１）養介護施設・事業所の責務（高齢者虐待防止法20条）

①研修の実施　②利用者及び家族からの苦情処理体制を整備　③高齢者虐待防止のための措置を講ずる。

（２）早期発見についての義務（法第5条）

養介護施設従事者等は高齢者虐待を発見しやすい立場である

（３）通報義務（法第21条）

養介護施設従事者等は高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに市町村に通報しなければならない。

通報を行うことは守秘義務には妨げられない（虚偽や過失によるものを除く）（法第21条第6項）
通報したことによる不利益な扱い（解雇、降格、減給など）は禁止（虚偽や過失によるものを除く）（法第21条第7項）

2　市町村・県等行政の対応

窓口の設置・周知(市町村)

高齢者虐待に関する通報や相談、届出を受付、その後の対応に結びつける窓口の設置（法第18条、第21条第5項）

養介護施設従事者等による虐待通報を受けた後の対応

【市町村】	【県】
・高齢者の安全確認・緊急性の判断 ・通報等の内容の事実確認・訪問調査 ・ケース会議の開催 ・介護保険法上の権限行使 （報告徴収・立入検査、地域密着型サービス事業者監督） ・県への報告	・老人福祉法・介護保険法による権限の適切な行使 ・必要に応じて広域調整 ・虐待の状況等の公表（毎年度）

3　身体拘束の禁止

介護保険施設等において利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため**緊急やむを得ない場合**を除き、**身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則禁止**

高齢者虐待の防止について

3　身体拘束の禁止

介護保険施設等において利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため**緊急やむを得ない場合（※）**を除き、**身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則禁止**

※緊急やむを得ない場合の３要件（全て満たすことが必要）

切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一次性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

●身体拘束の手続き上の手順

- 緊急やむを得ない場合の判断は、担当職員個人又はチームでなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。
- 身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間等を高齢者本人や家族に対して**十分に説明し、理解を求める**ことが必要。
- **常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合にはただちに解除する。**
- 身体拘束の様態・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を**記録**することが必要

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」
（平成13 年：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

4　高齢者虐待・不適切なケアが起きたらどうするか？

⇒**速やかな初期対応を図る！**

・利用者の安全確保
・事実確認
・組織的な情報共有と対策の検討
・本人・家族への説明や謝罪、関係機関への連絡
・原因分析と再発防止の取組

正確な事実確認
情報はに隠さない

虐待（疑い）は施設所在地の市町村に報告

高齢者虐待の防止について

5　長野県内の高齢者虐待の状況について（令和５年12月22日厚生労働省報告）

（１）　高齢者虐待の判断件数、相談通報件数（長野県の状況）

【養介護施設従事者等によるもの】

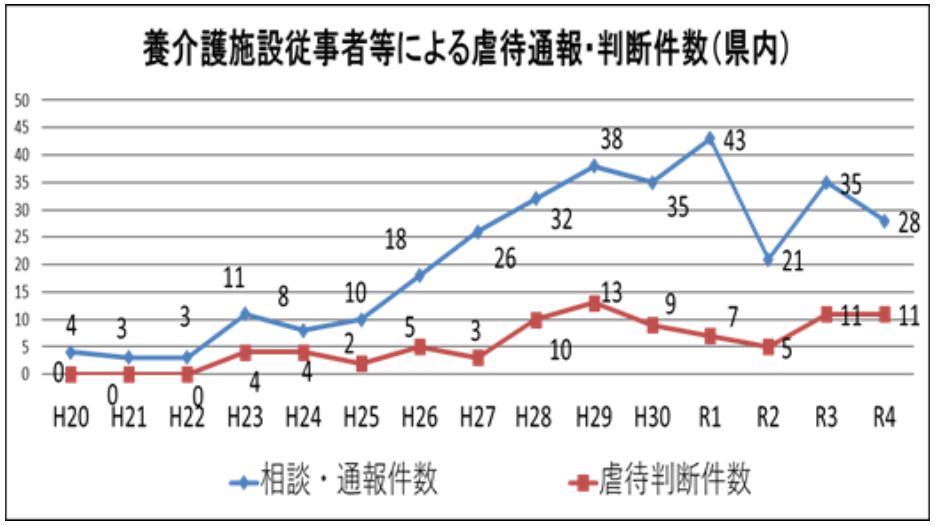

【養護者によるもの】

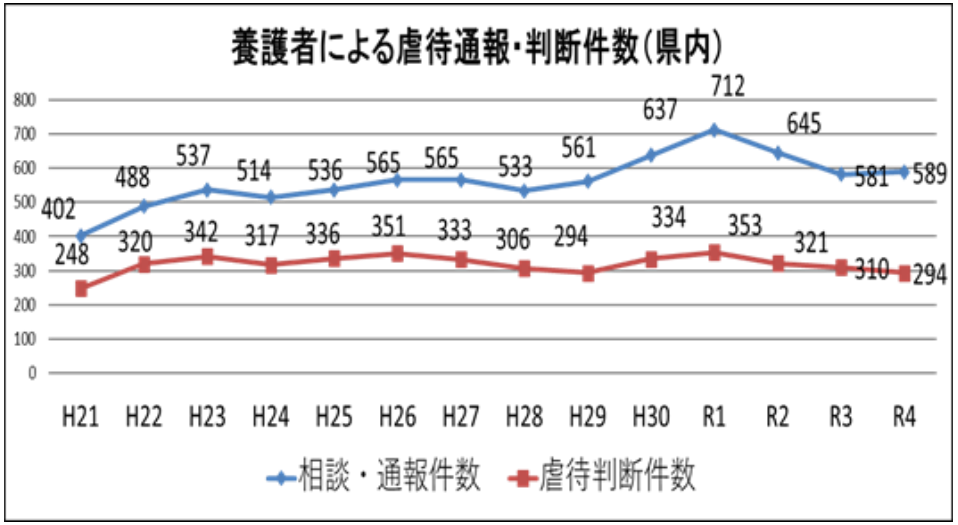

（参考）全国の状況

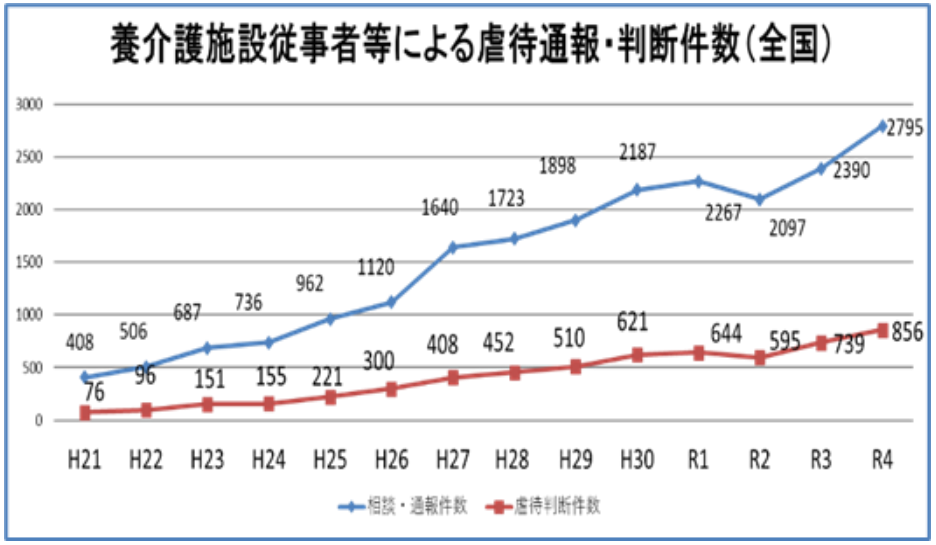

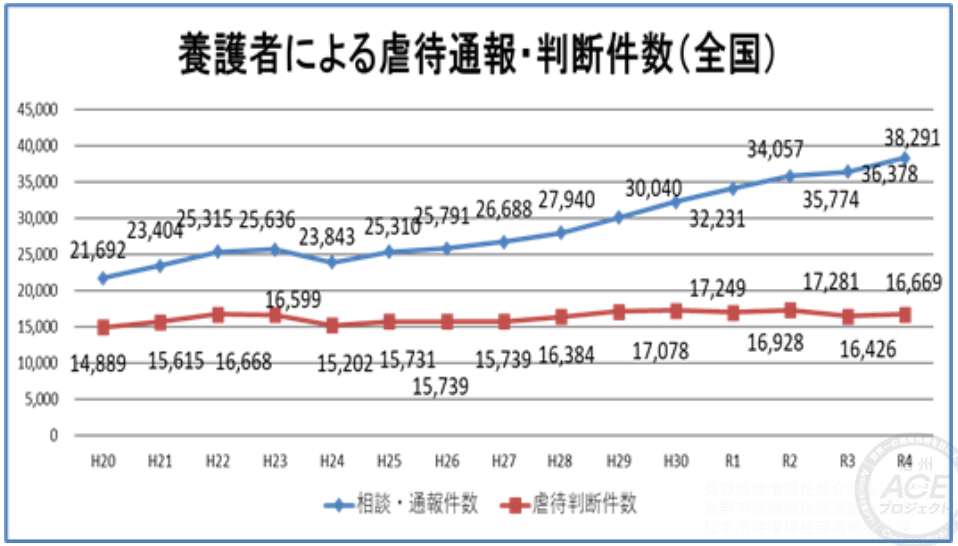

高齢者虐待の防止について

5　長野県内の高齢者虐待の状況について（令和５年12月22日厚生労働省報告）

（２）長野県の養介護施設従事者等による虐待の状況（R４年度）

1　件　　数	11件
2　虐待の種別	・身体的虐待 ・介護等放棄 ・心理的虐待 ・性的虐待
3　虐待のあった施設の種別	・特別養護老人ホーム（５件） ・介護老人保健施設（１件） ・（住宅型）有料老人ホーム（３件） ・軽費老人ホーム（１件） ・訪問介護等（１件）
4　虐待を行った従事者の職種等	・介護職 ・看護職 ・管理職 ・施設長 ・経営者・開設者
5　市町村又は都道府県による指導等	・施設等に対する指導 ・改善計画提出依頼

（３）結果の概要（全国：養介護施設従事者等）

	主な内容・特徴	状況
虐待者の性別	男性の割合が高い （参考）介護従事者全体に占める男性の割合20.0％	51.7%
主な発生要因 （複数回答）	教育・知識・介護技術等に関する問題 職員のストレスや感情コントロールの問題	56.1% 23.0%
相談・通報者 （複数回答）	当該施設職員 当該施設管理者	27.6% 16.9%
	家族・親族	15.5%
虐待種別 （複数回答）	身体的虐待 心理的虐待	57.6% 33.0%
被虐待者の状況	認知症の割合が高い 認知症日常生活自立度Ⅱ以上	80.4%
その他	虐待判断事例のうち、虐待等による死亡事例　８件	

高齢者虐待の防止について

5　長野県内の高齢者虐待の状況について（令和５年12月22日厚生労働省報告）

（４）施設・事業所の種別（全国）

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	内 住宅型	内 介護付	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	計
件数	274	90	5	102	221	112	109	20	4	14	38	30	32	6	20	856
割合(%)	32.0	10.5	0.6	11.9	25.8	13.1	12.7	2.3	0.5	1.6	4.4	3.5	3.7	0.7	2.3	100.0

（５）虐待の種別（全国）

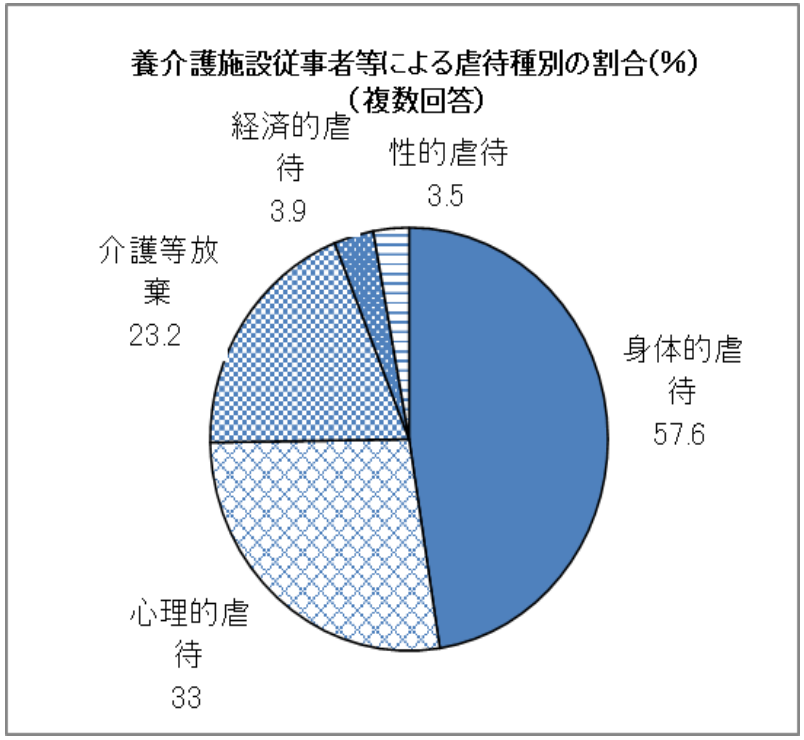

５.介護保険施設等における事故報告の様式例について

介護保険施設等における事故報告の様式例について

介護保険事業者は、介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとなっています。
厚労省は「介護保険施設等における事故の報告様式等について(令和３年３月19日（老高初0319第１号）介護保険最新情報vol.943」において、「市町村によって事故報告の基準が様々であることをふまえ、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、国において報告様式を作成し周知する。」としています。
事故については、発生したときの対応はもちろんですが、ヒヤリハットの蓄積や分析などを行い、事故防止の対策についても各事業所で取組んでいただきますようよろしくお願い致します。

介護保険最新情報vol.943【抜粋】

● **報告対象について**
下記の事故については、原則として全て報告すること。
①死亡に至った事故
②医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
その他の事故の報告については、各自治体の取扱いによるものとすること。

● **報告内容（様式について）**
介護保険施設等において市町村に事故報告を行う場合は、可能な限り別紙様式を使用すること。
※市町村への事故報告の提出は、電子メールによる提出が望ましい。

● **報告期限について**
第１報は、少なくとも 別紙様式内の１から６の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、**遅くとも５日以内を目安に提出すること**。その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

● **対象サービスについて**
別紙様式は、介護保険施設における事故が発生した場合の報告を対象とし作成したものであるが、認知症対応型共同生活介護事業者（介護予防を含む）、特定施設入居者生活介護事業者（地域密着型及び介護予防を含む）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 、養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける事故が発生した場合にも積極的に活用いただきたい。また、その他の居宅等の介護サービスにおける事故報告においても可能な限り活用 いただきたい。

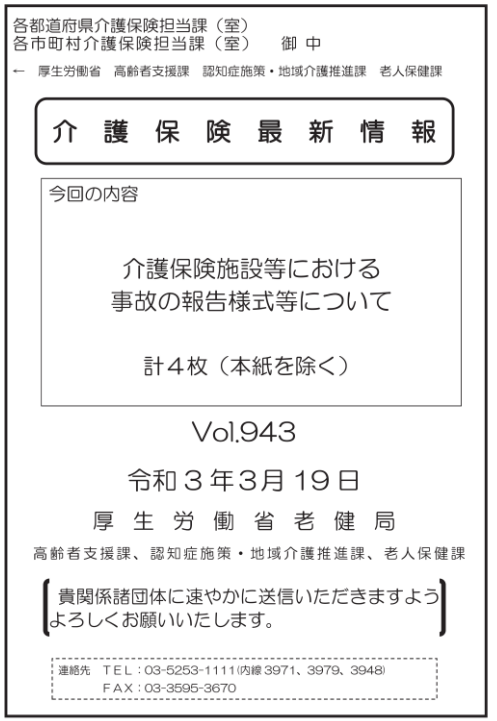
各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）　御 中

← 厚生労働省　高齢者支援課　認知症施策・地域介護推進課　老人保健課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

介護保険施設等における
事故の報告様式等について

計４枚（本紙を除く）

Vol.943

令和３年３月19日

厚　生　労　働　省　老　健　局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111(内線3971、3979、3948)
FAX：03-3595-3670

６.介護保険事業所における「自己点検」の実施について

介護保険事業所における「自己点検」の実施について

長野県では介護保険制度の適正な運用及び介護サービスの質の向上を目的として県が実施する運営指導の際に「自己点検表」の事前提出をお願いしています。

平成29年度に実施された長野県包括外部監査においても、**当該「自己点検表」によるセルフチェック**を**事業所が毎年実施**することで、**遵守すべき点や不足している点を事業所自らが認識**し、**対策を進めていく自己啓発効果を期待**できるとされています。

運営指導時だけでなく、毎年事業所においてセルフチェックに役立てていただくようお願いします。

自己点検表

《社会福祉施設用》

区分	提出資料
1.住宅型有料老人ホーム・ サービス付き高齢者向け住宅用	Excel 様式（エクセル：90KB）
2.社会事業授産施設用	Excel 様式（エクセル：48KB）

《介護保険事業所用》

区分	提出資料	参考資料 ※要件一覧は提出不要です
1.短期入所生活介護	Excel 様式（エクセル：108KB）	Excel 要件一覧（エクセル：13,644KB）
2.短期入所療養介護	Excel 様式（エクセル：132KB）	Excel 要件一覧（エクセル：1,955KB）
3.訪問介護	Excel 様式（エクセル：62KB）	Excel 要件一覧（エクセル：96KB）
4.訪問入浴介護	Excel 様式（エクセル：52KB）	Excel 要件一覧（エクセル：76KB）
5.訪問看護	Excel 様式（エクセル：53KB）	Excel 要件一覧（エクセル：166KB）
6.通所介護	Excel 様式（エクセル：101KB）	Excel 要件一覧（エクセル：7,085KB）
7.通所リハビリテーション	Excel 様式（エクセル：103KB）	Excel 要件一覧（エクセル：160KB）
8.福祉用具貸与	Excel 様式（エクセル：52KB）	Excel 要件一覧（エクセル：24KB）
9.福祉用具販売	Excel 様式（エクセル：42KB）	

○掲載先（長野県公式HP）
ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉一般 > 指導・監査 > 指導監査の事前提出資料等
https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/shido/shiryo.html

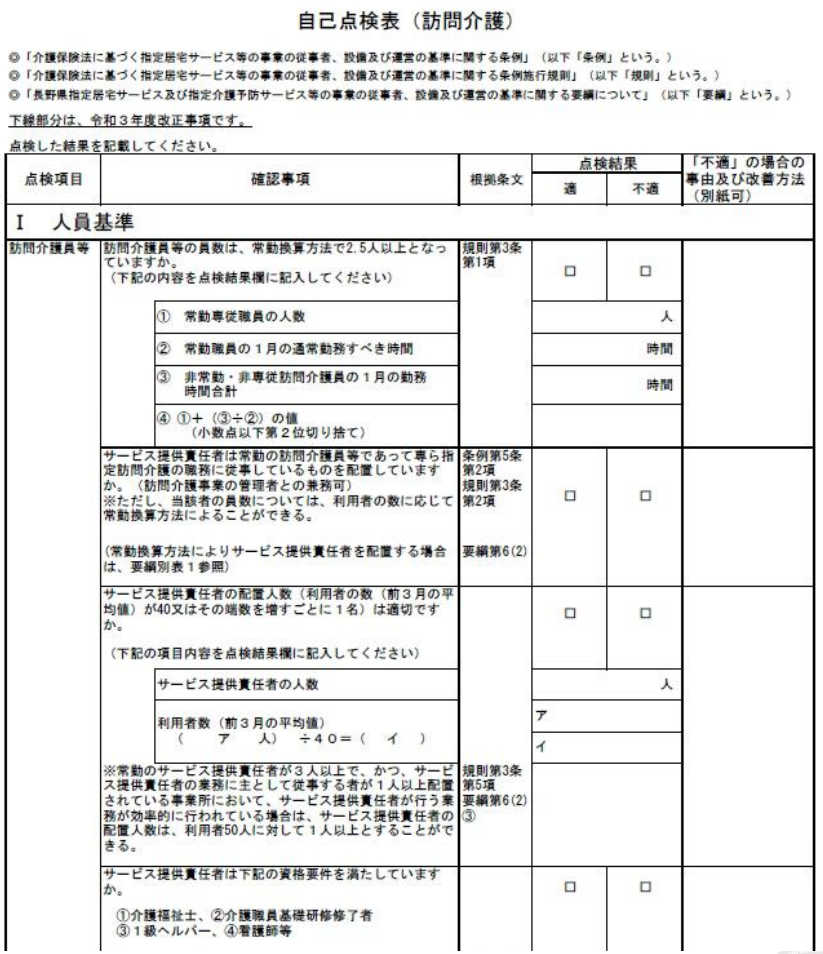

自己点検表（訪問介護）

◎「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従事者、設備及び運営の基準に関する条例」（以下「条例」という。）
◎「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従事者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）
◎「長野県指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の事業の従事者、設備及び運営の基準に関する要綱について」（以下「要綱」という。）

下線部分は、令和３年度改正事項です。

点検した結果を記載してください。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
Ⅰ　人員基準					
訪問介護員等	訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5人以上となっていますか。 （下記の内容を点検結果欄に記入してください）	規則第3条第1項	□	□	
	①　常勤専従職員の人数		人		
	②　常勤職員の１月の通常勤務すべき時間		時間		
	③　非常勤・非専従訪問介護員の１月の勤務時間合計		時間		
	④ ①＋（③÷②）の値 （小数点以下第２位切り捨て）				
	サービス提供責任者は常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事しているものを配置していますか。（訪問介護事業の管理者との兼務可） ※ただし、当該者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。 （常勤換算方法によりサービス提供責任者を配置する場合は、要綱別表１参照）	条例第5条第2項 規則第3条第2項 要綱第6(2)	□	□	
	サービス提供責任者の配置人数（利用者の数（前３月の平均値）が40又はその端数を増すごとに１名）は適切ですか。 （下記の項目内容を点検結果欄に記入してください）		□	□	
	サービス提供責任者の人数		人		
	利用者数（前３月の平均値） （　ア　人）　÷４０＝（　イ　）		ア イ		
	※常勤のサービス提供責任者が３人以上で、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が１人以上配置されている事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合は、サービス提供責任者の配置人数は、利用者50人に対して１人以上とすることができる。	規則第3条第5項 要綱第6(2)③			
	サービス提供責任者は下記の資格要件を満たしていますか。 ①介護福祉士、②介護職員基礎研修修了者 ③１級ヘルパー、④看護師等		□	□	

7.福祉サービス第三者評価について

福祉サービス第三者評価について

1.概要

福祉サービス事業者の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。

2.目的

(1) 個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。
(2) 評価結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

利用者本位の福祉サービスの提供を実現

3.受審メリット

利用者	事業者
①福祉サービスの質の向上につながります。 ②適切なサービス選択のための資料となります。 	①今まで聞くことができなかった利用者の意向がわかります。 ②サービス改善への気づきが得られます。 ③改善点だけでなく、事業所の特長が評価されます。 ④評価結果の公表により、特長等のＰＲにつながります。 ⑤介護保険施設等への運営指導の実施頻度が変わります。

第三者評価未受審	３年に１回以上
第三者評価受審	指導実施年度の翌年度から起算して６年目の年度までの間に１回

長野県が認証している評価機関（R5.4.1現在）

評 価 機 関 名	所　在　地	電話番号
（NPO）環境・福祉事業評価センター	長野市南高田2-5-16	026-244-4560
コスモプランニング（有）	長野市松岡1-35-5	026-222-1141
（一社）しなの福祉教育総研	上田市上田180-6	0268-29-6088

福祉サービス第三者評価について

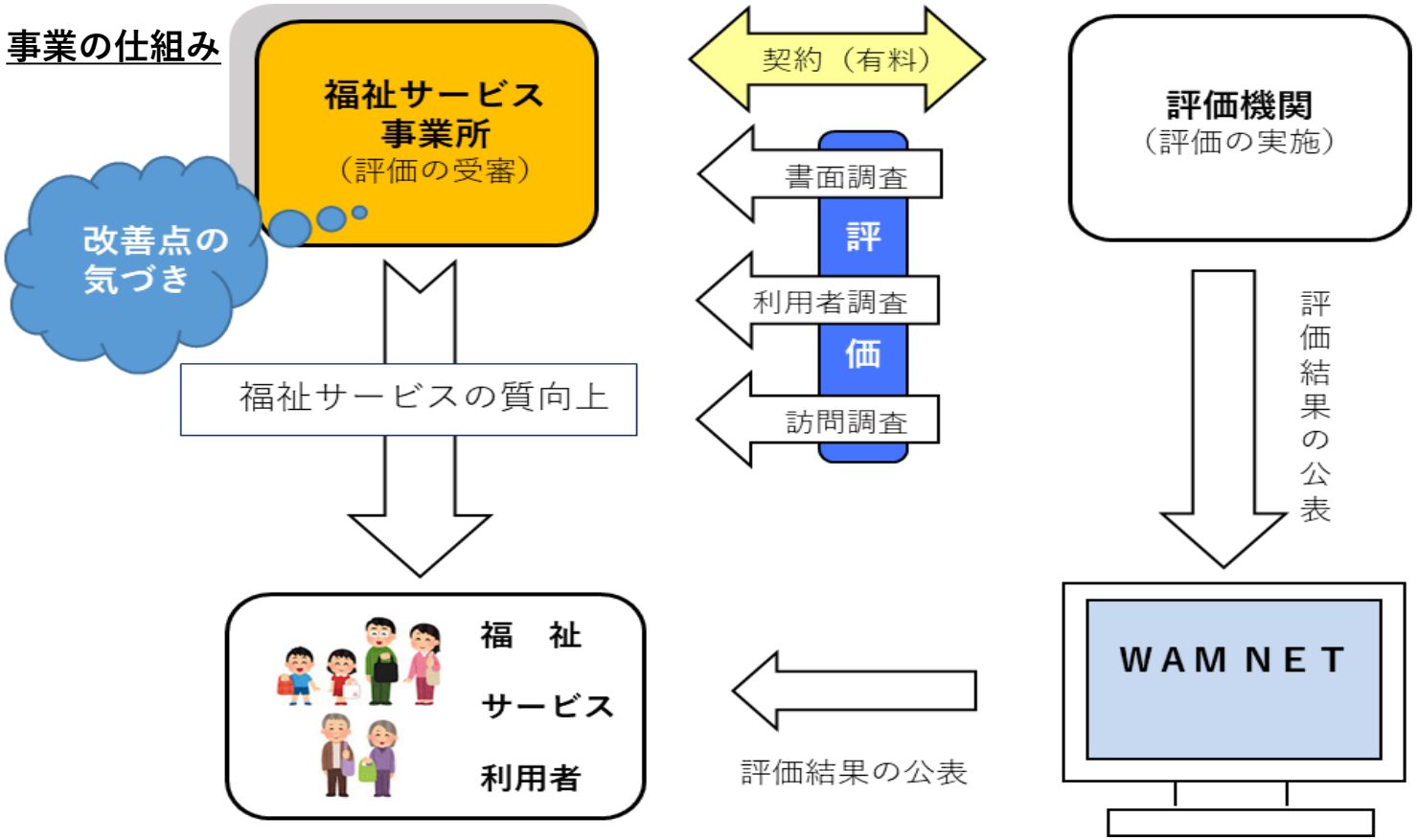

福祉サービス第三者評価に関する情報サイト

ＷＡＭ ＮＥＴ（ワムネット）	https://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/hyokasrch.nsf/top	福祉サービス第三者評価結果のほか、福祉施設情報等が掲載
長野県公式HP	https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/daisansha/hyoka/daisansha/index.html	制度の説明・評価機関・評価調査者・評価基準等について公表

【お知らせ】
福祉サービス第三者評価活用マガジンのメール送信を始めました。
ＷＡＭ ＮＥＴでの公表状況や、第三者評価に関する話題をお届けしています。
ご希望の方は、右記のメールアドレスまでご連絡ください。（地域福祉課福祉監査担当：fukushi-kansa@pref.nagano.lg.jp）

８.介護サービス情報の公表制度について

介護サービス情報の公表制度について

1.趣旨

この制度は、介護サービスの利用者・家族が、公表されたサービス事業者の情報を比較検討し、適切な事業者を評価・選択すること及び事業所の努力を適切に評価され選択されることへの支援を目的としています。

対象事業者には、サービス内容や運営状況など、利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられています。

【介護保険法第115条の35第１項】

2.概要

○報告・公表

指定情報公表センター((福)長野県社会福祉協議会）が、各事業所から報告された事業所情報の内容を審査し、国の介護サービス情報公表システムで公表します。

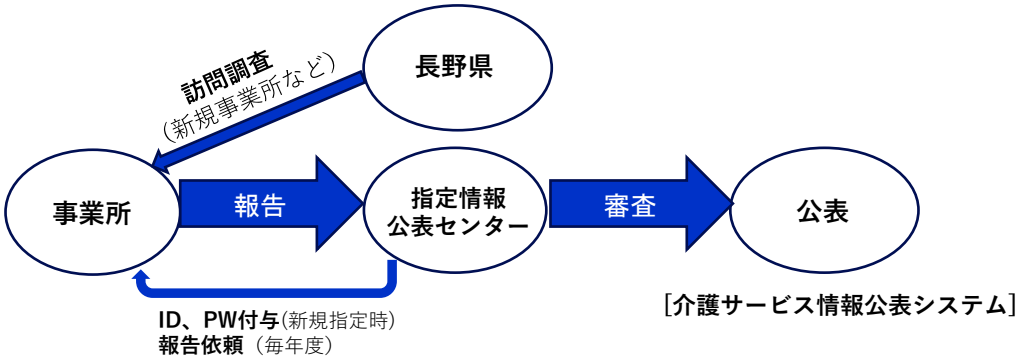

○報告（公表）対象事業所

訪問介護など51サービスの事業所（介護予防サービスを含む）

※年間収入が100万円以下の事業所は公表の対象になっていません。

○公表内容

基本的な項目	事業所運営に係る各種取組（運営情報）
【基本情報】 ①事業所の名称 ②従業者に関するもの ③提供サービスの内容 ④利用料等 ⑤法人情報 【事業所の特色】（任意） ①提供サービスの詳細 ②従業員、利用者の情報 **③重要事項**	①利用者の権利擁護の取組 ②サービスの質の確保への取組 ③相談・苦情等への対応 ④外部機関等との連携 ⑤事業運営・管理の体制 ⑥安全・衛生管理等の体制 **⑦業務継続計画への取組** **⑧高齢者虐待防止への取組** **⑨身体的拘束等の廃止への取組** **⑩財務諸表の公表状況** ⑪その他（従業者の研修の状況等）

3.未報告事業者への対応

期限までに介護サービス情報の報告を行わない場合は、事業所名等を公表することがあります。

【参考】

・介護サービス情報の未報告、虚偽報告及び調査拒否等があった場合、知事は、報告を行うことや、内容の是正などの改善命令ができる。

【介護保険法第115条の35第4項】

・この命令に従わない場合は、指定（許可）の取消し、指定（許可）の　効力を停止することができる。

【介護保険法第115条の35第6項及び第7項】

９.介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度について

介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度について

１.趣旨

2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、３年に１度の介護事業経営実態調査を補完する必要があります。このため、介護事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民にわかりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度が、令和６年4月に創設されました。

介護サービス事業者には、事業所の収益及び費用や職員の職種別人員数などの情報を報告することが義務付けられています。

【介護保険法第115条の44の２第２項】

２.概要

○報告・公表

長野県は、介護サービス事業者から毎会計年度終了後に報告された経営情報を調査及び分析するとともに厚生労働省にも報告し、厚生労働省は経営情報をグルーピングした分析結果を公表します。

○報告対象事業者

原則、全ての介護サービス事業者

※「過去１年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの」及び「災害その他都道府県知事に対し行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの」は対象外となります。

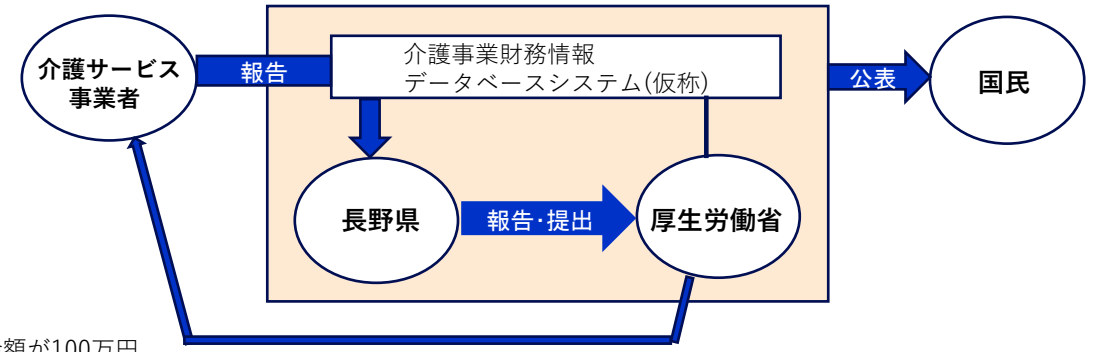

※制度の詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。
（https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html）

○報告の内容及び方法

区分	内　　容
項目	①名称、所在地その他の基本情報 ②収益及び費用の内容 ③職員の職種別人員数その他の人員に関する事項 ④職種別の給与（給料・賞与）及びその人数（任意項目）など
期限	毎会計年度終了後３月以内 ※令和６年度内に実施されるべき報告の期限は、令和６年度末。 （R6.3.31～R6.12.31に会計年度が終了する報告）
手段	介護事業財務情報データベースシステム(仮称)にデータを登録 （画面入力。一部データは、ファイル取込が可。）

３.未報告事業者への対応

期限までに介護サービス事業者経営情報の報告を行わず、改善命令に従わない場合は、指定の取消し等を行うことができることとされています。

【参考】

・介護サービス事業者経営情報の未報告又は虚偽報告があった場合、知事は、報告を行うことや、内容の是正に係る改善命令ができる。

【介護保険法第115条の44の２第６項】

・この命令に従わない場合は、指定（許可）の取消し、指定（許可）の　効力を停止することができる。

【介護保険法第115条の44の２第８項及び第９項】

10.介護サービス事業者の業務管理体制整備について

業務管理体制の整備について

（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39）

○介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。
○介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所（施設）の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。
（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、株式会社など法人（＝事業者）単位で届出）

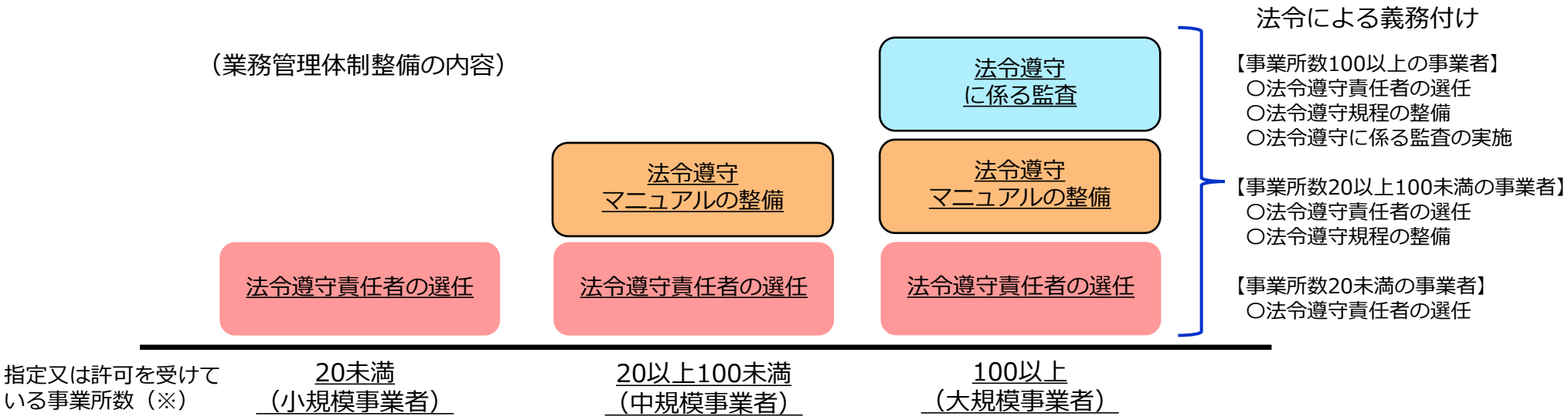

※事業所等の数え方

○事業所等の数については、その指定を受けたサービス種別ごとに１事業所と数える。
○同一事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数える。
・「居宅サービス」、「介護予防サービス」、「居宅介護支援」、「介護予防支援」、「施設サービス」「地域密着型サービス」、「地域密着型介護予防サービス」
○事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含むが、みなし事業所は除く。
・「みなし事業所」とは、病院等が行う居宅サービスについて、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の指定があったとみなされている事業所のこと。
○総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除く。

業務管理体制の届出について

（介護保険法施行規則第140条40）

届出が必要となる理由

届出が必要となる理由	届出様式
（1）業務管理体制の整備に関して届け出る場合（新規の届出） すべての事業者（法人）は、（1）により業務管理体制を届け出る必要があります	第１号様式
（2）事業所等の指定等による事業展開地域が変更し届出区分の変更が生じた場合 この区分の変更に関する届出は、区分変更前の行政機関と区分変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります	第１号様式
（3）届出事項に変更があった場合※	第２号様式

変更届が必要となる事項※

届出事項	対象となる介護サービス事業者
（1）事業所の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
（2）「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
（3）「業務が法令に適合することを確保するための規程」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
（4）「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が100以上の事業者

以下の場合は、変更届は不要です
- 事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合（事業所区分に変更がない場合）
- 法令遵守規程の字句の修正など、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合

業務管理体制の届出先について

（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条40）

○届出先は、国、都道府県、中核市（長野市・松本市）市町村に分かれており、介護サービス事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。

区分	届出先	部数
① 指定事業所等が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	１部
② 指定事業所等が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事 （主たる事務所が本県内に所在する場合は健康福祉部介護支援課）	１部
③ 全ての事業所等が１の中核市の区域に所在する事業者 ※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く	中核市（長野市・松本市）の長	１部
④ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長	１部
⑤ ①～④以外の事業者 ・県内に事業所を有し、主たる事務所の所在地が県内にある介護サービス事業者	長野県知事 （主たる事務所の所在地を管轄する保健福祉事務所）	２部
・県内に事業所を有し、主たる事務所の所在地が県外にある介護サービス事業者	長野県知事 （健康福祉部介護支援課）	１部

（参考）
地方厚生局管轄区域一覧

地方厚生局	管轄区域
北海道厚生局	北海道
東北厚生局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸厚生局	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国厚生局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州厚生局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

業務管理体制の整備に関する届出システムについて

行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され電子申請による届出が可能となりました。
今後、業務管理体制に係る届出については、本システムにより行っていただきますようご協力をお願いいたします。
（従来どおり郵送での届出も可能です）

業務管理体制の整備に関する届出システムURL
（https://www.laicomea.org/laicomea/cmns01l/cmns01l1/init.do）

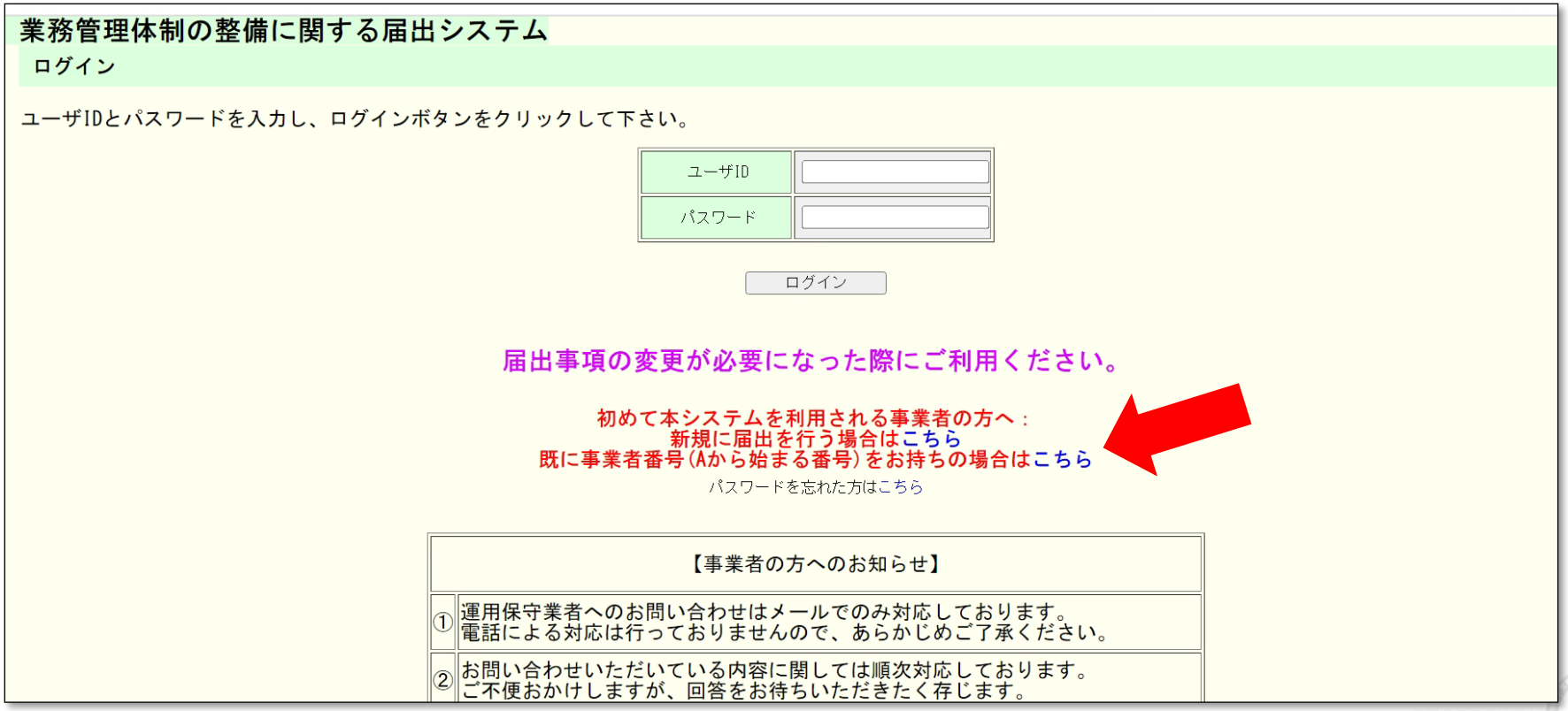

業務管理体制整備の内容について

（介護保険法施行規則第140条39）

法令遵守責任者の選任

法令遵守責任者については、何らかの資格を求めるものではないですが、少なくとも介護保険法（以下、「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した**法務担当の責任者を選任することを想定**しています。また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者**内部の法令遵守を確保できる者**を選任してください。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

法令遵守規程の整備

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも、従業者に法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、**必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はありません。業務運営にあたり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を規定するなど、各事業者の実態に即したもので構いません。**

業務執行状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあっては監査委員会）が、法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでる監査を行っている場合には、その監査をもって法に基づく「業務執行状況の監査」とすることができます。

なお、当該監査は事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらでも差し支えありません。また、定期的なとは、必ずしも全ての事業所等に対して年１回行わなければならないものではありませんが、事業所等ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に実施することが望まれます。

業務管理体制整備の確認検査の方法について

（介護保険法施行規則第140条39）

○検査等の実施にあたっての基本的な考え方

検査の目的

○　指定取消事案などの不正行為の未然防止
○　介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る
※　**業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善するものという前提で実施**

検査の視点

○　事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか。
○　指定事業所の指定取消処分相当事案発覚の場合は組織的関与の有無を検証（連座制の適用判断）。
　①　現状を的確に把握　②　客観的に問題点を提示　③　事業者の理解や認識を確認
※　**問題点については、事業者自ら改善を図るよう意識付け**

○検査等の実施手続き等

一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施
①　法令遵守責任者の役割及びその業務内容
②　業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
③　業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容
（注）②、③については該当する事業者

特別検査

指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施
①　業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証
②　指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

届出にあたっての主な質問事項及び回答内容（厚生労働省Q&A）

質問	回答
休止中の事業所等については含まれるか。	休止中の事業所等も数に含める。
訪問介護における出張所等（いわゆる「サテライト事業所」）も１事業所として数えるのか。	サテライト事業所については、本体事業所に含まれるものであり、１事業所とは数えない。
事業所等の数に含めない「みなし事業所」とは何を指すのか。	「みなし事業所」とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）について、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所を指すものである。 （介護保険法第71 条第1 項、第115条の11 を参照）
法人A が運営する地域包括支援センターでは介護予防支援業務の一部について、法人B が運営する居宅介護支援事業所に委託している。 　この場合、法人A の事業所等として、委託先である法人B が運営する居宅介護支援事業所もカウントする必要があるか。また、法人B は当該居宅介護支援事業所について、介護予防支援業務の委託を受けていることをもって介護予防支援事業所としてもカウントする必要があるか。	いずれの場合も、カウントする必要はない。
届出書に記載する事業所の指定年月日は、更新の有無にかかわらず当初の指定年月日を記載するのか。それとも更新していれば更新年月日を記載するのか。	当初の指定年月日を記載する。
A 市内に所在する指定地域密着型サービス事業者（A 市内のみで事業展開をしている事業者）をA 市の同意を得てB 市も指定している場合の業務管理体制の整備の届出は、A 市及びB 市の両方に行うことになるのか。	事業者が所在するA 市のみに届出ることとなる。
主たる事務所がA 県にあって、全ての事業所等がB 県のC 市（中核市）のみに存ずる場合、この場合の届出先はA県か、B 県か、C 市か。	中核市の長（C 市）あて届出をしていただくこととなる。
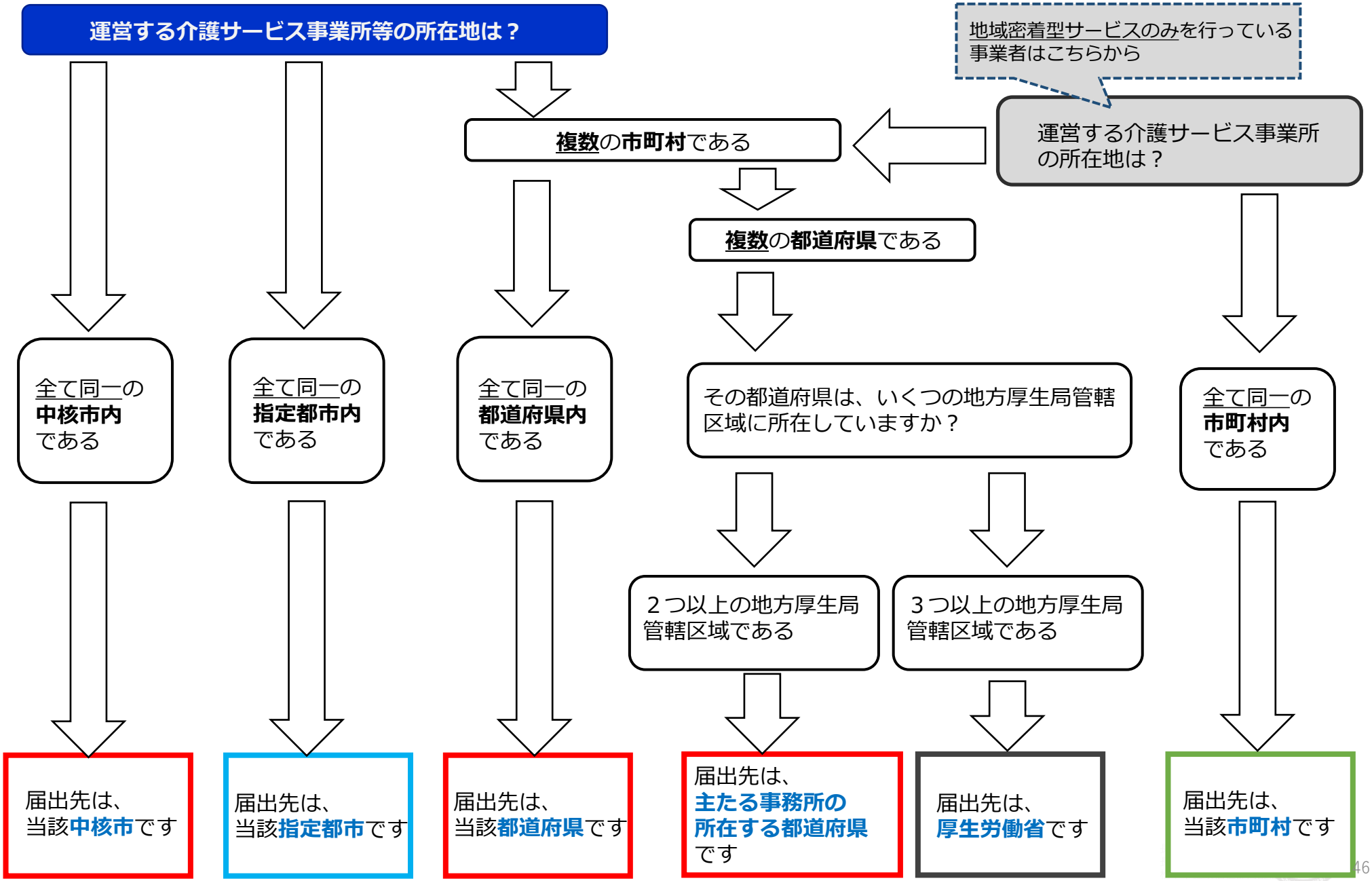
（参考）業務管理体制届出先